

KOBEスマートシティ推進コンソーシアム 運営委員会規則

(目的)

- 第1条 KOBEスマートシティ推進コンソーシアム（以下、「コンソーシアム」という。）
規約第10条に基づき、運営委員会の組織、権限および運営に関して必要な事項を定める。

(招集)

- 第2条 運営委員会は、全ての運営委員によって構成し、運営委員長が必要と認めるときに、運営委員長が招集する。
- 2 運営委員全員が改選された直後の運営委員会は、各運営委員がこれを招集することができる。

(議長)

- 第3条 運営委員会の議長は、運営委員長がこれに当たる。
- 2 前項に関わらず、運営委員長が欠席したとき又は運営委員長が欠けたときは、運営副委員長またはあらかじめ運営委員長が指名する者が運営委員長の職務を行う。

(定足数)

- 第4条 運営委員会は、運営委員の過半数以上の出席を以って成立するものとする。
2. 運営委員会に付議する議事について、書面又は電磁的記録（以下、「書面等」という）をもって意思を表示した運営委員は、出席者とみなす。

(決議方法)

- 第5条 運営委員会の議事を決する必要がある場合は、出席運営委員の過半数の賛成で決し、可否同数のときは、運営委員会の議長の決するところによる。
- 2 議長は採決に先立って、自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。その議決権は採決の結果を確認する直前にのみ行使し、採決の結果に参入することができる。
3. 前項の議長の議決権の行使は書面等をもって行うことができる。

(議事事項)

- 第6条 運営委員会では、次の事項について決議を行う。
- (1) 会員の 入会、除名に関すること
 - (2) 会費の免除に関すること
 - (3) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべきこと
 - (4) 事業計画の軽微な変更に関すること

- (5) 総会で運営委員会に決議を委任された事項
- (6) その他、コンソーシアムの事務執行に関すること

2 運営委員会では、次の事項について審議を行う。

- (1) 事業計画案及び収支予算案に関すること
- (2) 事業報告及び決算に関すること
- (3) 本規則及びその他の規則の制定、廃止又は改正に関すること
- (4) 運営委員の選任及び解任に関すること
- (5) その他、運営委員会が必要と認める事項

(関係者またはアドバイザーの出席)

第7条 運営委員会が必要と認めるときは、議事の関係者またはアドバイザーの出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第8条 運営委員会の議事については書面等で議事要旨を作成しなければならない。

(委 任)

第9条 運営委員は、運営委員が所属する企業・団体等で運営委員があらかじめ指名するものを代理人とすることができるものとし、その運営委員の職務を委任することができる。

(事務局)

第10条 運営委員会に関する事務は、コンソーシアム事務局が行う。

(雑 則)

第11条 本規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に必要な事項は運営委員長が定める。

附 則

本規則は、令和7年4月1日から施行する。

改訂履歴

改定日時	改定内容
令和7年4月1日	・「KOBEスマートシティ推進コンソーシアム運営委員会規則_2024年度版」第6条1項より「退会」を削除
	・「KOBEスマートシティ推進コンソーシアム運営委員会規則_2024年度版」第6条5項を削除し、6・7項を再配番し5・6項へ